平成２９年（フ）第９９３号
千葉県市川市原木１丁目８番11号（シェルムＵ　石橋102）
債務者　石井公一郎
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３３号
千葉県船橋市芝山５丁目49番10号
債務者　寺田美知子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５０号
千葉県船橋市南三咲１丁目11番30号　ハイツソフィア205号
債務者　林豪之、林柚延こと　ＬＩＭ　ＳＥＯＮＧ　林　誠
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５４号
千葉県市川市北国分４丁目１番19号　（ベルメゾン103号）
債務者　伊藤　貴文
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６４号
千葉市若葉区殿台町257番地１　第３殿台ハイツ206号
債務者　中津川晋也
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２４号
千葉市中央区長洲１丁目33番15号　ホワイトハイムモリタ101号
債務者　外山　善昭
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１１号
川崎市宮前区野川117番地　ホワイトハイツ梶ヶ谷　104
債務者　池田　留美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３９号
川崎市麻生区下麻生１丁目６番21―104号
債務者　三橋香奈絵
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６７号
川崎市中原区下新城２丁目５番２号　サンハイツ　203
債務者　山崎鐘人こと　崔　鐘人
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８５号
川崎市宮前区野川254番地　中里ビル　203、前住所川崎市宮前区野川32番地１　石川マンション　205
債務者　宮尾　美歩
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０４号
川崎市宮前区有馬２丁目12番２―104号　ベルテ鷺沼、前住所川崎市宮前区野川4162番地ベルウッド野川Ⅱ　311
債務者　宮田　浩子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０７号
川崎市高津区下作延２丁目８番37―304号　グランメール
債務者　新田　梨沙
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
川崎市宮前区初山２丁目19番８号　メゾンベール　201
債務者　樽井　友梨（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４４８号
名古屋市中区栄４丁目11番５号　東栄ビル306号
債務者　吉永　友明
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５５号
名古屋市中村区中島町４丁目45番地の２　藤和シティコープ中村区役所前101号
債務者　長谷川直規
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２９号
名古屋市守山区小幡４丁目９番28号　ラプレス喜多山中館202号
債務者　梶川由美子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部